

議案第七十号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する

条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する

条例

（港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条の四 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十

五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十九条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二

条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第三条 港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和二年港区条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十一条の二 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を

講じなければならない。

（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十四条の二 家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年港区条

例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十五条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。

（港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十五条の二 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第六十二条中「第四十五条」の下に「、第四十五条の二」を加える。

第八十三条、第八十四条、第九十六条及び第一百一条中「第四十六条」を「第四十五条の二」に改める。

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第七条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。

付 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（説 明）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第四百四号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設の設置者等が講ずる児童対象性暴力等の防止に係る措置を義務付ける基準を定めるため、本案を提出いたします。